

縁起性論証因に基づく無自性性論証の位置付け

——特に不生性論証との関連性について——

佐藤 晃

1. はじめに

カマラシーラ (*Kamalaśīla*, ca. 740–795) は, *Bhāvanākrama-I* (BhKr-I)において, 思所成慧を起こして為される道理 (*yukti*), そして, それに続く修所成慧を起こして為される觀 (*vipaśyanā*) という二段階に亘って無自性性論証を為すべきことを強調している。そこで提示される論証は, ①四不生性論証¹と②離一多性論証²の二つである。一方で, 彼の主著とされる**Madhyamakāloka* (*Māl*, *dBu ma snang ba*)においては, 無自性性論証に関して五種類の形式を提示している。すなわち, 上記の二つの論証に, ③有無不生性論証³, ④縁起性論証, ⑤四極端不生性論証⁴の

¹ See BhKr-I 200,12–202,8. 一郷[2011]に和訳研究がある。また, この論証は *Māl*において詳細に議論される。See *Māl pūrvapakṣa* D 136b7–137b5; P 147a6–148a8; *Māl uttarapakṣa* D 190a3–202b3; P 208a6–223b8. *Māl* の *pūrvapakṣa* に関しては一郷[1991]による和訳研究, 及び, Ichigo[2005a]による校訂テキストがある。以下, 随時参照した。また森山清徹氏による以下の一連の研究がある。森山[1996]; [1997]; [1998a]; [1998b]; [1998c]. また Keira[2004] 10 はカマラシーラが *Māl* で提示する五種類の無自性性論証について簡潔にまとめ, 先行研究にも言及している。以下でも随時参照した。この四不生性論証は, 仮に一切法が自性を有していることを前提とした場合, その一切法は自身を原因としても, あるいは, 他者を原因としても, あるいは, その両者を原因としても生起し得ず, また, 原因無く生起することもない, ということを論証するものである。この議論の祖型はナーガルジュナ (*Nāgārjuna*, ca. 1th–2th) の *Mūlamadhyamakārikā* (MMK) I.1 に求められる。See MMK I.1: na svato nāpi parato na dvābhāyām nāpy aehetutah / utpannā jātu vidyante bhāvāḥ kvacana kecana // (諸事物は, 如何なる場所でも, 如何なるものでも, 自身からも, 他者からも, [自身と他者の] 両者からも, また原因無くして生起したものとしては, 決して存在しない)。

² この論証は, 仮に一切法が自性を有しているとするならば, その自性は单一なるものであるか, あるいは, 複数のものであるか, のいずれかである。このことを前提とした場合の過失を指摘することで, 一切法が单一あるいは複数の自性を有することは無いこと, すなわち, 一切法においては如何なる自性も無い, つまり, 一切法は無自性であることが論証される。See BhKr-I 202,9–204,9. また, この論証は *Māl*において詳細に議論される。See *Māl pūrvapakṣa* D 138b6–139b1; P 149b4–150b1; *Māl uttarapakṣa* D 215b1–222b1; P 238a7–246b4. 先行研究としては, 江島[1974], 小林[1985]等がある。

³ この論証は, 存在するものが生起すること, 及び, 存在しないものが生起することという生起の在り方を否定する論証である。See *Māl pūrvapakṣa* D 137b5–138a2; P 148a8–148b5; *Māl uttarapakṣa* D 202b3–205a7; P 223b8–226b4. なお, この論証は BhKr-I や**Sarvadharmaniḥsvabha-vasiddhi* (SDhNS) 等では論じられない。

⁴ この論証は, ①单一なものから单一なものが生起すること, ②单一なものから複数のものが生起すること, ③複数のものから单一なものが生起すること, ④複数のものから複数のものが生起することの四種類の生起を否定する論証である。See *Māl pūrvapakṣa* D 138a4–138b2; P 148b7–149b7; *Māl uttarapakṣa* D 210b2–215b1; P 232b2–238a6. なお, この論証も BhKr-I や SDhNS

三つの論証を加えた五種類である⁵。本稿では、上記五種類の論証のうち、④縁起性論証を取り上げる。

この縁起性論証は、既述の通り、BhKr-I には確認されない。また、他の修行道論を扱う論書でも確認されない。このことから、この論証が修行道において如何なる役割も与えられていないのではないか、という印象を受ける。この点に関する考察は、カマラシーラの修行道論を検討する上において、重要な論点の一つとなると考えられる。そこで本稿では、その足掛かりとして、縁起性論証それ自体の論理構造の解明を当面の目的とする。

この縁起性論証は、中觀派の祖とされるナーガールジュナの *Mūlamadhyamakārikā* 第24章第18偈(MMK XXIV.18)にその淵源を求めることができる⁶。MMK XXIV.18 は、空性(sūnyatā)，

等では論じられない。

⁵ 中觀派内において、カマラシーラ以降、無自性性論証の形式化が進んだと指摘される。この点に関しては、江島[1970]; [1980]、熊谷[2007]等が言及している。江島[1970]; [1980]は、カマラシーラが提示するこれら五種類の論証を次のように整理する。③有無不生性論証と⑤四極端不生性論証は①四不生性論証の系に属し、④縁起性論証は、聖典解釈の問題と関連する。そして、⑤離一多性論証は認識の面を加味した論証である、とする。特に江島[1970]は、ディーパンカラ・シュリージュニヤーナ(Dīpāñkaraśrījñāna, 982–1054)の*Bodhipathapradīpa(BPP)及びそれに対する自注*Bodhipathapradīpapañjikā(BPPP)では四種類の論証に整理されている点に注目するが、そのように無自性性論証を整理した形跡がカマラシーラ以前に確認されないことから、必ずしもカマラシーラを直接的な典拠としたとは言えないしつつも、カマラシーラに端を発すると指摘する。

⁶ See MMK XXIV.18: *yah pratītyasamutpādah sūnyatām tām pracakṣmahe / sā prajñaptir upādāya pratipat saiva madhyamā //* (およそ縁起すること、我々はそれを空性と呼ぶ。それ(空性)は「何らかのものに」依って仮説されたものであり、まさにそれ(空性)は中道である)。Māl では、縁起性論証の議論の終わりに引用される(See Māl D 206b2; P 228a1f.)。また、カマラシーラは、シャーンタラクシタ(Śāntarakṣita, ca. 725–788)の**Madhyamakālamkāravṛtti*(MAV) ad **Madhyamakālamkāra*(MA) 64 に対する注釈(*-pañjikā, MAP)で、以下のような解釈を示す。MAP 205,6–15: *rten cing 'brel bar 'byung ba'i dngos po rnams kho na don dam pa'i rang bzhin dang bral ba'i phyir stong pa zhes bya'i ri bong gi rwa dang 'dra ba'i bdag nyid kyi phyir ni ma yin no // des na mthong ba la sogs pa dang mi 'gal lo // de ni rgyur byas gdags pa ste zhes bya ba ni kun rdzob de nyid ces bya ba'i tha tshig ste / rgyur byas pa dang gdags pa'i sgra ni kun rdzob kyi rnam grangs yin pa'i phyir ro // 'di ni 'dir khungs yin no // de nyid dbu ma'i lam yin no zhes bya ba ni sgro 'dogs pa dang skur pa 'debs pa'i mtha' gnyis spangs pa'i phyir / de nyid de dang de las dbu ma'i lam du gsungs so zhes bya ba'i tha tshigs go //* (まさに縁起なる(*pratītyasamutpanna)諸事物は、勝義の自性を欠いているがゆえに、[その自性に関して] 空である(*sūnyatā)が、[原因を有しないものである] 兎角と同様の本性を有することに基づいて[、自性に関して] 空であるのではない。したがって、[実世俗の規定の中にある] 経験されること(See MAV 204,1)等と矛盾しないのである。それ(縁起なるもの)は[何らかのものに]依って仮説されたものである(*sā prajñaptir upādāya)とは、まさにその世俗のものという意味である。というのも、「依って」と「仮説されたもの」という語は、世俗のものの同義語(*paryāya)であるからである。これ(「依って仮説されたもの」という語)はこれ(「世俗のもの」という語)に対する根拠なのである。まさにそれ(縁起なるもの)は中道である(*pratipat saiva madhyamā)とは、増益(*samāropa)と損減(*apavāda)の二つの極端を捨て去ったので、まさにそれ(縁起なるもの)はそのこと(自性に関して空であること)とそれ(依って仮説されたものであること)の両者に基づいて中道であると説示さ

仮説（prajñapti）、中道（madhyamā pratipat）という、いわゆる三諦を説く偈である。そして、この偈の「およそ縁起すること、我々はそれを空性と呼ぶ」という箇所において、或るものにおける縁起性と空性（＝無自性性）との遍充関係が確認され、それが推論形式として整理されたのが、カマラシーラの縁起性論証である。

さて、仏教論理学において、或る論証が妥当なものであるとするには、その論証における論証因が特定の所証を必ず導出するという意味で妥当な論証因であるか否か、という点が重要となる⁷。そして、その論証因の妥当性とは、①論証因が論証の主題に所属している（主題所属性）点、②論証因（＝能証特性、＝所遍）と所証特性（＝能遍）の間の遍充関係が確定している点という二点の明示によって保証されることになる。本稿の検討対象である縁起性論証の場合について言えば、①論証因である縁起性が論証の主題に所属していることが確定していること、そして、②論証因である縁起性と所証特性である無自性性との間の遍充関係が確定していること、という二点の確定が、縁起性を論証因とした無自性性論証が妥当な論証として成立し得るための必要な条件となる。

そこで第2節では、上記二点のうち②遍充関係の確定が如何に論証されるのかを、Mālの議論の分析を通して検討する⁸。続いて第3節では、第2節の検討を踏まえ、縁起性論証の他の無

れたのである、という意味である)。

⁷ 論証式を構成する論証主題（sādhyadharmin）、喻例（drśṭānta）に関しても、それぞれが妥当なものであるか否かも問題となる。

⁸ Mālにおける縁起性論証の箇所では、主題（sādhyadharmin）は明示されないが、一切法（sarvadharma）がそれに当たるであろう。しかし、この場合の一切法は、論証因である縁起性を有するものに限定される。そして、それはカマラシーラにおいては、実世俗のもの（yang dag pa'i kun rdzob, *tathyasamvṛti）に限られる。実世俗のものに関する規定は以下の通りである。
Cf. MAP 203,1-3: ci ste don dam pa'i rang bzhin bkag pas dngos po rnams kun rdzob pa'i ngo bor bzhag pa gang yin pa de ci sgra'i tha snyad kyi bdag nyid kyi kun rdzob par 'dod dam / 'on te rten cing 'brel par 'byung ba don bya ba byed pa gnag rdzi yan chad la shin tu grags pa de nyid brda'i dbang gis kun rdzob kyi sgrar brjod ces bya ba rtog pa gnyis so // (さて、勝義の自性を否定してから、世俗の自性を有した諸事物を確立するが、それは、[第一に]言語的営為を本性とする世俗のものと意図され、あるいは[第二に]縁起なるもので、効果的作用を為すものであり、牛飼いに至るまで完全に周知されているまさにそのようなものが、言語協約に基づき、世俗という語で述べられるので、[世俗のものに関して、上記]二つの選択肢がある)。また、カマラシーラ等後期中觀派は、縁起なるものは考察に堪えられないがゆえに実世俗である (MAV 204,2f.: brtag mi bzod pas yang dag pa'i kun rdzob ste /) と主張する。これに対して、妥当な認識根拠 (*pramāṇa)に基づき考察するならば自性は成立するのでそれを世俗と名付けることには矛盾がある (See MAP 203,13-17)，という論難が想定される。カマラシーラはこの論難に対して次のように回答する。*Cf.* MAP 203,17-19: gang gi tshe gcig pa nyid dang du ma nyid la sogs pas dpyad na 'di dag gi rang bzhin mi gnas pa de'i tshe de lta bu la kun rdzob kyi sgrar brjod na ni gnas kho na yin pas ji ltar ming la sogs par 'gyur / ([縁起なるものに関して] 単一・複数 [なる自性を欠くことを論拠とする推論] 等に基づき考察した場合、これら（縁起なるもの）の自性は確定されないので、その場合、それらのようなものに対して世俗という語を述べるので、[世俗と名付けることは]まさに確定しているのである。よって、どうして、名称等に関する〔矛盾〕等があろうか [.. 無いはずである]). なお、縁起なるものとしての一切法については、シャーンタラクシタの *Tattvasaṃgraha* (TS)

自性性論証、特に不生性論証との関係性について考察を行う。この点を考察する理由は、以下の通りである。まず *Māl*において確認される点を列挙しよう。先に挙げた *Māl*における五種類の論証は、①四不生性論証、③有無不生性論証、④縁起性論証、⑤四極端不生性論証、②離一多性論証の順で論じられる。本稿で取り上げる④縁起性論証の前後には、論証の内容は異なるものの、諸存在物の不生性を論証する議論として一括りにできる三種類の論証（①③⑤）が配されている。そして、①③の論証に関する一連の議論と④縁起性論証に関する議論とは、「以上のことから」（*de'i phyir, *tasmāt*）という接続詞によって関連付けられ⁹、また、⑤の論証に関する議論の後に、縁起性論証に関して、その論証因である縁起性が不確定論証因（*anaikāntika）等ではないことが言及されている¹⁰。以上の点から、諸存在物の不生性を論証する各議論が、縁起性論証の構築に関して何らかの役割を担っていることが窺われる。しかしその一方で、*Māl*がその点を明確に論じているとは言い難く、カマラシーラが如何に各論証相互の関連性を考えていたのか、という点に関して疑問が残る。以上のようなことから第3節では、上記①四不生性論証のうち、自不生性論証のみを取り上げて具体的に検討を行い、縁起性論証と他の不生性論証との関連性が如何に考えられていたのか、その一端を考察したいと考える。

2. 反所証拒斥認識根拠の提示に基づく遍充関係の確定

まず本節では、縁起性論証における遍充関係の確定に関するカマラシーラの議論を検討する。さて、論証式における遍充関係が確定しているとは、論証因が必ず特定の所証特性のみを導出することが確定していることを意味する。ところで仏教論理学では、妥当な論証因に対する擬似的論証因として、大別して不確定論証因（anaikāntika）、矛盾論証因（viruddha）、不成立論証因（asiddha）の三種類を挙げる。論証因と所証特性との遍充関係の確定を検討する際に考慮さ

全巻を通じてその説示が図られていると言える。この点はTS冒頭の6偈によって明示される。

⁹ *Māl uttarapakṣa*において、まず縁起性論証因が言及されるのは、四不生性論証と有無不生性論証の直後である。そこでは次のような言明が提示される。*Māl D 205a7; P 226b4f.*: *de nyid kyi phyir gang zhig rten cing 'brel par 'byung ba de ni don dam par rang bzhin gyis stong pa yin te / dper na sgyu ma la sogs pa lta bu'o //*。この箇所の和訳は次節[3-1]に提示してある。これ以降、縁起性論証因が妥当な論証因であることの論証が展開される。

¹⁰ 縁起性論証に関する議論の後、四極端不生性論証に関する議論が展開される。そして、その議論の後に、再度縁起性論証因が言及されるが、次の文が提示されるのみである。その後は離一多性論証に関する議論へと移行している。See *Māl D 215a7; P 238a6*: *gang dag rten cing 'brel par 'byung ba'i phyir zhes bya ba'i gtan tshigs 'di ni ma nges pa la sogs par smra ba^{*1} de dag gi lan kyang sngar smras zin to // (*¹smras pa P)* (或る者達はおよそ「縁によって生じたものであるがゆえに」というこの論証因（=縁起性論証因）は不確定〔論証因〕等であると述べるが、彼らに対する回答も以前^{*1}に述べている) (*¹*Māl D 205a7* 以降)。この文は、四不生性論証と有無不生性論証の直後に展開される縁起性論証に関する議論が、本来は四極端不生性論証の後にも同様に展開され得ることを示唆している。後にも触れるがハリバドラ（Haribhadra, ca. 8th-9th）の*Abhisamayālaṅkārāloka* (AAA) では、縁起性論証の直前で上記四極端不生性論証が論じられる。森山[1989] 12f.を参照。本稿 fn.23 を参照。

れるべきは、当該の論証因が①必ずしも所証特性を導出しない不確定論証因（＝当該の論証因が所証特性に矛盾する特性と両立する場合が少なくとも一つあるような場合の論証因）でもなく、また②導出されるべき所証特性に矛盾する特性を必ず導出する矛盾論証因（＝当該の論証因が所証特性に矛盾する特性と共にあるような場合の論証因）でもない、という二種類の擬似的論証因の過失を免れているか否かという点となろう¹¹。

さて、カマラシーラが *Māl* の一連の議論の中で最初に行うのは、縁起性論証因が不確定論証因の過失を免れている点の論証である。それは以下のように論じられる。

[1] *Māl* D 205a7–205b2; P 226b4–7: de nyid kyi phyir^{*1} gang zhig rten cing 'brel par 'byung ba de ni don dam par rang bzhin gyis stong pa yin te / dper na sgyu ma la sogs pa lta bu'o // gtan tshigs ma nges pa nyid kyang ma yin te / bzlog na ji skad bshad pa'i gnod pa can gyi tshad ma srid pa'i phyir ro // 【I】 rgyu dang rkyen la ltos^{*2} te / skye ba nyid yin na ni rang bzhin byas pa can du 'gyur gyi / yang dag pa pa ni ma yin te / ma byas pa ni gzhān la ltos^{*3} par mi 'thad pa'i phyir ro // 【II】 byas pa gang yin pa de ni rang bzhin gyis ngo bo nyid dang bcas pa ma yin te / rang bzhin ni mi 'gyur ba nyid kyis sus kyang gzhān du byar mi nus pa'i phyir ro //

<note> *¹phyir 'di ni D. *²bltos P. *³bltos P.

まさに以上のことから、およそ「諸因縁に」依って生起したもの（＝縁起なるもの）、それは勝義として自性に関して空（＝無自性）である。例えば、「諸因縁によって生起した」幻等〔が勝義として無自性であるか〕のように¹²（《a》）。〔上記論証式における〕論証因（＝縁起性）が不確定〔論証因〕であることもない¹³。なぜならば、〔所証特性（＝無自性性）に〕反対する〔特性（＝有自性性）を有する〕もの（*viparyaya, =無自性でないもの、すなわち有自性なもの）において上述の如き（*yathokta）〔, 能証（=縁起性）のあることを〕

¹¹ 不成立論証因（asiddha）については別途検討を行う予定である。カマラシーラはこの不成立論証因に関して、喻例の問題と併せて検討しているようである。この点については、本稿 fn.8 で簡単に触れている。

¹² Cf. BhKr-I 218,23–219,2 (= D 37a4f.; P 39b5–7): (*¹yasya tu vidyate^{*1}) sa paramārthato 'līko 'pi samutpadyata eva. yathā māyāpratibimbādi^{*2}. na ca māyādeḥ samvṛtyā pratītyasamutpāde paramārthato vastutvaprasaṅgah. tasya^{*3} vicārākṣamatvāt. ataḥ sarvam eva māyopamāṇ jagat (*¹...*¹)gang la rgyu yod pa Tib. *²(sgyu ma dang / gzugs brnyan dang /) brag ca (D; cha P) (la sogs pa) Tib. *³de dag Tib. for tasya) ([原因の無いものは世俗としても存在しないが、その]一方で、或るものに[原因が]ある場合、それは勝義としては虚偽であっても、[その原因に依って]必ず生起する。例えは、幻や影像等が〔原因に依って生起する〕ように。しかし、幻等は、世俗として〔原因に〕依つて生起するものであって〔も〕、勝義として事物であるという過失には陥らない。なぜならば、それ（幻等）は考察に堪え得ないからである。したがって、まさに世界全ては、幻のようなものなのである)。

¹³ ここで「も」と訳した"kyang"は、縁起性論証因が不確定論証因、矛盾論証因、また、不成立論証因であると指摘する論敵説（pūrvapakṣa）を承けて、その何れでもないことを意味すると考える。

拒斥する認識根拠 (*bādhakapramāṇa) があり得るからである。【I】〔仮に自性が〕因縁に依って生起するものに他ならないならば、「その」自性は作られたもの（所作、*kṛtaka）となろうが¹⁴、しかし、〔所作なる自性は、論敵において主張されるように〕実在するもの（*bhāvika）¹⁵ではない（《d》）。なぜならば、作られないものが他のものに依存することは理に合わないからである（《e》）。【II】およそ作られたもの、それは本性的に自性を有するものではない（《f》）。なぜならば、自性は変化しないもの（*avikāri）であるので、何によっても、他のものとされないからである（《g》）。

上記箇所の冒頭でカマラシーラは、縁起性と無自性との遍充関係を提示し、自身の基本的立場を示す。そして、その遍充関係を確定するために、論証因（=縁起性）が不確定論証因である、すなわち、縁起性が中觀派の意図する所証特性である無自性を必ずしも導出しない論証因である、つまり、縁起性と無自性に矛盾する有自性の両立が可能である、という見解を有する論敵¹⁶を想定し、それを退ける議論を開始する。ここでの定説者及び論敵の見解を整

¹⁴ Cf. MMK XV.1cd: hetupratyayasamphūtaḥ svabhāvaḥ kṛtako bhavet / (因や縁に依って生じた自性は、作られたものとなろう)。

¹⁵ ここでの補いは、Māl における、例えば以下のような表現に基づく。Cf. Māl D 188b6f.; P 206b6–8: sbyor ba dag ni gang zhig gang la don dam par gang yod par grub par bya ba'i tshad ma cung zad kyang med pa de ni rtog pa dang ldan pas yang dag par de bzhin du gzung bar mi bya ste / dper na sngo bsangs^{*1} la sogs pa'i yon tan dang ldn pa nyid du^{*2} mo gsham gyi bu dag lta bu'o // dngos po'i ngo bo nyid yang dag pa pa ji skad bshad pa gnyi ga yang yang dag par grub par bya ba la yang tshad ma cung zad kyang med pas . . . (^{*1}sangs P. ^{*2}du om. P) ([思慮有る者達においては「事物には、自性が勝義のものとして存在する」と言語的の當為を為すことが無いが、そのことに関する]推論式は[以下の通りである]。或るもの(X)が或るもの(Y)において勝義として存在することを論証するような如何なる妥当な認識根拠も無い場合、それ(X)を思慮有る者が正しくそのように[, つまり(X)は(Y)において勝義として存在する, と]把持することは無い。例えば、黒等の性質を持つものとしての、不妊女性の子供達「を把持することが無い」ように。事物における、上述のごとき「無常あるいは常住なる」二種類の実在する自性 (*svabhāvo bhāvikāḥ)とも真に論証することにおいては、如何なる妥当な認識根拠も無いので……). 翻訳に関して計良[2006]447f.を参照。また以下も参照。Cf. Māl D 117a5; P 193b7f.: phyis chos thams cad la don dam par bsam par 'gal ba la sogs pa'i chos nye bar bstan pas yang dag pa pa'i ngo bo nyid med par bsgrub pa'i phyir 'di la 'gal ba ci zhig yod / (後に、あらゆる存在するものを勝義の立場から考察するが、[その際、]「否定される対象と」矛盾したもの等の特性を提示することによって、[あらゆる存在するものにおいて]実在する自性 (*svabhāvo bhāvikāḥ)は存在しないと証明するのであるから、これ(矛盾したもの等の属性の知覚 (*viruddhopalabdhī)に基づく一切法無自性の証明)においても如何なる矛盾があろうか)。この箇所については、Keira[2004]245に校訂テキストがあり、同160に英訳がある。

¹⁶ See Māl D 138b3; P 149a7–149b1: gang yang rten cing 'brel par 'byung ba gang yin pa de ni ngo bo nyid kyis zhi ba'o zhes zer ba^(*1)gang yin pa^(*1) de yang 'di'i ma nges pa yin te / rten cing 'brel par 'byung ba nyid dang / ngo bo nyid dang bcas par lhan cig 'gal ba med pa'i phyir ro //^(*1...*1)gang yin pa om. P) (およそ〔因や縁に〕依って生起するもの、それは自性に関して寂靜である、と〔中觀派によつて〕言われるが、それ(=因縁所生性)もこれ(=寂靜性)〔を導出すること〕に関して不確定

理すると以下のようになろう。

[図式 1] 定説者の見解

《a》(縁起性 → 無自性性)

[図式 2] 論敵の見解

《b》(縁起性 ∩ 非無自性性 (=有自性性))

カマラシーラは、論証因である縁起性が不確定論証因の過失を免れていることの論拠として、既述 (*yathokta) の反所証拒斥認識根拠 (*sādhyaviparyaye bādhakapramāṇa) があると述べている¹⁷。この反所証拒斥認識根拠とは、定説者の意図する所証特性の反対 (*sādhyaviparyaya) つまり所証特性と矛盾する特性を有するもの (=異類例) において、論証因の存在することを拒斥する認識根拠 (*bādhakapramāṇa) のことである¹⁸。今の文脈においては、中觀派の意図する所証特性である無自性性と矛盾する有自性性を有するものにおいて、論証因である縁起性の存在することを拒斥する認識根拠ということになる。これを明示することは、先に確認した定説者の見解 (《a》) の対偶を証明することを意味する。そして、それを論理的根拠として、《a》は証明され、論敵の見解 (《b》) は否定されることになる。このように上記[1]でカマラシーラが展開する議論は、基本的に以下に示す《c》の論証となる。

[図式 3] 《a》の対偶

《c》(非無自性性 (=有自性性) → 非縁起性)

さて、上記[1]の議論は二つの論証から構成されている ([1]の中の 【I】(二重線部), 【II】(波線部) に対応する)。まず、【I】の箇所を検討する。ここで示される命題は、もし自性に因縁所生性 (=縁起性) があるならば、その自性には所作性が認められるが、そのような自性は実在

な [論証因] である。なぜならば、[因縁に] 依って生じることと自性を有することとが矛盾することは無いからである)。

¹⁷ 計良[1991]は、本稿冒頭で提示した五種類の無自性性論証のうちの③有無不生性論証が、ここでの反所証拒斥認識根拠に当たると指摘する。

¹⁸ 反所証拒斥認識根拠 (sādhyaviparyaye bādhakapramāṇa) の解釈に関しては、佐々木[2012a]; [2012b]を参照。また、ダルマキールティによると反所証拒斥認識根拠により遍充関係が確定される論証因は自性論証因とされる。カマラシーラはこの点を明示しないが、師シャーンタラクシタはダルマキールティ (Dharmakīrti, ca. 600–660) の *Vādānyāya* に注釈をしており、この点を熟知している。したがって、カマラシーラも縁起性論証を自性論証因による論証と位置付けた可能性は高い。なお、ツォンカパ (Tsong kha pa, 1357–1419) は *Drang nges legs bshad snying po*において、縁起性論証因を「矛盾するものの知覚」 ('gal zla dmigs pa) とする。Cf. 御牧[1996a] 65; fn.118.

せざるものである（《d》）となる。そしてこの《d》の遍充関係は《e》においてその対偶が証明されることに基づき確定される。すなわち、所作でないものは他者に依存しない（《e》），ゆえに、因縁所生ではない，である。

[図式4] 《d》自性×（因縁所生性（=縁起性）→所作性→非実在性）
《e》（[実在性→] 非所作性→非依他性 [→ 非因縁所生性=非縁起性]）

上記《d》は、自性において縁起性のあること、つまり、有自性性と縁起性の両立が可能である、という論敵の主張を仮定した場合の一つの矛盾を指摘するものである。すなわち、自性において上記の仮定を適用した場合、縁起性から所作性が導出される。そして、所作性が認められるならば、その自性の実在性も否定されることになる。この論敵における矛盾（自性—非実在性）は、自性の縁起性という誤った仮定に基づくものである。ゆえに、この矛盾を否定するためには、自性において縁起性の無いことを認めなければならない。ではなぜ縁起性から所作性は導出され得るのか。その論拠が《e》で示される。およそ非所作なるものは他者に依存することがない。ゆえに、因縁に依って生起したもの（=縁起なるもの）ではない。この《e》では、自性の非縁起性が論証されたことになるが、これは《d》で示された縁起性ゆえに所作性という遍充関係の対偶の証明に他ならない。よってこの《e》の証明が《d》の遍充関係を確定する上での論理的根拠となる。

以上の【I】においては、自性の縁起性を主張する論敵において、自性の所作性、そして、その非実在性が帰結される点の指摘（《d》）が為された。続く【II】では、【I】で指摘された所作性を承けて、次のように論じられる。ここで示される命題は、およそ所作性が認められるものは自性を有しない（《f》），である。そして、このことの論理的根拠は、自性は変化しないものであり、よって、他の在り方を持つものとされることがない（《g》），である。《g》の帰結（他の在り方を持つものとされない）は、言い換えれば、別の在り方を持つものへ作り変えられるものではない、つまり、所作ではないことを意味すると言えよう。

[図式5] 《f》（所作性→非有自性性（=無自性性））
《g》（自性（=有自性性）→不変性→非他性（=非所作性））

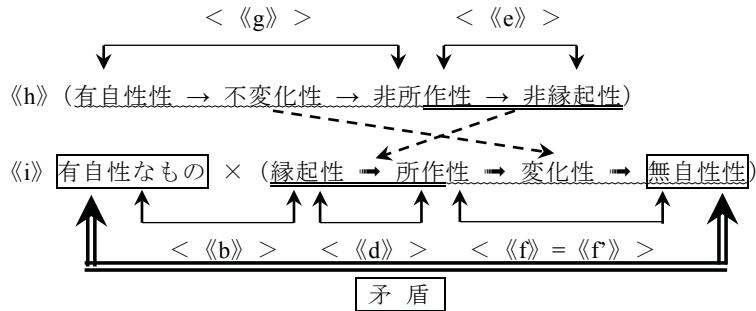
【II】では、所作性から非有自性性、つまり、無自性性が導出される点が指摘される。このことは、論敵が主張する有自性性と縁起性の両立を前提とした場合に導かれる、有自性性と無自性性という矛盾した特性同士の両立という帰結を指摘するものに他ならない。そして、その両者を媒介する概念が縁起性から導出される所作性である。ではなぜ所作性から無自性性が導出されるのか。上記《g》に示されるように、自性は不変であるがゆえに、所作性は認められ

ない。このことは《f》の対偶を証明していることになり、それを論拠に《f》の遍充関係は確定されるに至る。この場合、所作性は変化性を含意することから、上記《f》は次のように改めることができよう。

[図式 6] 《f*》（所作性 → 変化性 → 無自性性）

以上のように上記[1]の議論は、ともに論敵にとって不都合な帰結を導く、二つの命題から構成されているが、それらを整理すると以下のようなようになろう。まず、論敵の主張する縁起性と有自性性との両立を仮定する（《b》）。次に定説者は、非所作性が非縁起性を導出すること（《e》）を論理的根拠に、縁起性が仮定された有自性なるものにおける所作性が導出される点を指摘する（《d》）。次に、その所作性から無自性性が導出されること（《f》）を、自性の不变性が非所作性を導出すること（《g》）を論理的根拠として指摘する。そして、自性における所作性が変化性を含意することが認められるので、そのことから、不变なる自性を有したもの（=有自性性）は不变なる自性を有し得ない（=無自性性）、という論敵における矛盾を指摘する（《f*》）。以上を図示すると以下のようになる。

[図式 7]



（《i》=論敵における矛盾の提示。《h》=《i》の論理的根拠（ \rightarrow ）。 $\underline{\hspace{1cm}}/\hspace{1cm}=[1]$

のI/III。"A → B" = A が B を含意することを示すが、純粋な論理的な関係を示すわけではない。飽くまでも論敵における帰結を示す）。

《i》で示したように、縁起性と有自性性の両立を仮定した場合（《b》），有自性性と無自性性の両立という矛盾が生じてしまう。そして、その矛盾は、縁起性と有自性性が両立し得るという誤った仮定（《b》）により導かれたものに他ならない。したがって、有自性なものが縁起なるものであるという可能性は否定される。そして、同時に、縁起なるものは無自性なるものである、という定説者の主張（[図式 1]，《a》）が確定される。以上の一連の議論により、縁起性論

証因における不確定論証因の過失は排除されるのである¹⁹.

ところで、[1]の中では、反所証拒斥認識根拠が、縁起性論証因における不確定論証因の過失を排除する論拠であるという点が示されていた。では、これまでの議論においてその反所証拒斥認識根拠とは何か、と言えば、それは上記《h》で確認されるように、有自性性において縁起性を拒斥している、非所作性であると指摘できよう。

カマラシーラは、以上検討してきた[1]に統いて、縁起性論証因が矛盾論証因 (*viruddha) であるとの論難²⁰に対する反論を展開する。ここで想定される論難は、因や縁に依って生起するものは自性を有するものに他ならない、ということが世間で周知のことであること、つまり、縁起性と有自性性との遍充関係が周知のこととして確定していることを論拠とし、縁起性論証因が無自性性と矛盾することを指摘するものである。これに対するカマラシーラの回答は以下の通りである。

[2] Māl D 205b7–206a1; P 227a5f.: de'i phyir mthun pa'i phyogs la srid pas gtan tshigs 'gal ba nyid kyang ma yin te / gang zhig mi mthun pa'i phyogs kho na la srid pa de ni 'gal bar 'gyur gyi / mthun pa'i phyogs la srid pa la ni ma yin no //

以上のこと（縁起性論証因が不確定論証因ではないこと）から、同類例 (*sapakṣa、無自性性を有するもの）においてあり得るので、論証因（=縁起性）は決して〔所証特性である無自性性と〕矛盾する〔論証因〕(*viruddha)でもない。或る〔論証因〕が異類例 (*asapakṣa、有自性性を有するもの）においてのみあり得〔て、同類例には全く無い〕場合、そ〔の論証因〕は矛盾〔論証因〕であろう。しかし、〔その論証因が〕同類例においてあり得るならば、〔その論証因は矛盾論証因では〕ないのである。

さて、或る論証因が同類例 (*sapakṣa)、つまり、論証主題と同様に、導出されるべき所証特性を有する論証主題以外のものには決して認められず、一方で、異類例 (*asapakṣa)、つまり、導出されるべき所証特性と矛盾する特性を有するもののみに認められるような場合、その論証

¹⁹ ここまでに検討してきた[1]の議論の後に、カマラシーラは自らの議論に対する教証としてナーガルジュナのMMK XV.1–2を挙げる。逆に言えば、[1]の議論はMMK XV.1–2の解釈を提示するものとも言える。このMMK XV.1–2に対する彼の解釈を先行する中觀論師と比較した場合、その議論の発展の一端を窺うことができるが、この点については、MMKの諸注釈者間の比較も含め別の機会に検討したい。

²⁰ See Māl D 138b3f.; P 149b1f.: rten cing 'brel par 'byung ba nyid ngo bo nyid dang bcas pa nyid du grags pa'i phyir gtan tshigs 'gal ba nyid kyang yin te / nam mkha'i me tog la sogs pa ma skyes pa rnam ni ngo bo nyid dang bcas par nyams su myong ba med do // (まさに〔因や縁に〕依って生起するものは、自性を有するものに他ないと周知されているので、論証因〔である縁起性〕は〔、中觀派が意図する所証特性である無自性性と〕矛盾する〔論証因〕でもある。〔中觀派が提示する喻例である〕空中の華等の諸々の生起せざるものは、自性を有するものとして知覚されるものではない)。

因は矛盾する特性を導出する誤った論証因、すなわち、矛盾論証因である²¹。今の場合で言えば、論証因である縁起性が、定説者にとって導出されるべき所証特性である無自性性と矛盾する特性、すなわち、有自性性を有するもののみに認められるならば、その縁起性は無自性性を導出する上でその無自性性と矛盾する擬似的論証因となる。カマラシーラは、縁起性にそのような矛盾論証因の過失の無いことを主張するわけであるが、その際の論拠を「以上のことから」(de'i phyir) と述べている。つまり、先の[1]において確認した、縁起性論証因が不確定論証因ではないことの論証を論拠としているのである。そして、縁起性論証因が無自性なるものという同類例（幻等）においても認められることを主張し、それが矛盾論証因でないことを主張している。²²

以上、縁起性論証の遍充関係の確定が如何に為されているのか、という点について、論証因である縁起性論証因に不確定論証因及び矛盾論証因の過失の無いことに関する Māl の議論を検討してきた。その際、カマラシーラが論拠とする点は以下の通りである。

[図式 8] 不確定論証因及び矛盾論証因でないことの論拠

- 不確定論証因でないことの論拠………反所証拒斥認識根拠の提示
- 矛盾論証因でないことの論拠………不確定論証因でないことの論証 (=反所証拒斥認識根拠の提示)

縁起性論証における遍充関係は、当該の論証因に上記二つの擬似的論証因の過失が無いことを論証することで確定される。そして、後者矛盾論証因でないことの論拠が前者不確定論証因でないことの論証となっている点からして、縁起性論証における遍充関係の確定は、実質的には、論証因が不確定論証因であるという過失を排除する際の論拠である反所証拒斥認識根拠の提示が担っていると指摘することができよう。

²¹ Cf. NB III.84 (DhPr 211,3): *anayoḥ sapakṣe 'sattvam asapakṣe ca sattvam iti viparyayaśiddhiḥ* (これら両者 (=「声は常住である」という主張命題の論証) の際に提示された「作られたものであること」(kṛtakatva) 及び「努力の直後に生じること」(prayatnānantarīyakatva) という二つの論証因) は、同類例 (=常住なもの) には [決して] 存在せず、一方で、異類例 (=無常なもの) [のみ] に存在することから、[所証特性の] 反対を成立させるものである)。

²² Māl ではここで挙げた[2]の直後に、自らが同類例として提示する幻 (sgyu ma) 等が無自性性を有した喻例として適切であることを論じている。See Māl D 206a1-3; P 227a6-227b1. この箇所で念頭に置かれている論難は次のように要約される。論敵は、縁起性は有自性性のみを導出する、と主張する。その上で、カマラシーラが提示する幻や空中の華等は事物 (*vastu) でない、つまり、自性を有したものではない。したがってそれは直接知覚の対象とならない、と指摘し、縁起性を論証因とした場合の喻例として不適切であると述べている。See Māl D 138b4; P 149b1f. Cf. 森山[1989].

3. 縁起性論証以前に提示される反所証拒斥認識根拠について——自不生性論証の検討——

ところで、不確定論証因の過失を回避する際の論拠である反所証拒斥認識根拠に関して、カマラシーラは「上述の如き」(ji skad bshad pa) ものであると述べていた ([1]参照)。つまり、彼は Māl の中において、本稿で取り上げた[1]以前のどこかで上述の反所証拒斥認識根拠を既に示していると考えられる。では、それは具体的に Māl のどこの議論を指しているのであろうか。

既に本稿第1節において指摘したが、縁起性論証が、四不生性論証、有無不生性論証の後に提示され、議論されている点、そして、縁起性論証の後に提示される四極端不生性論証の後に再び縁起性論証因について言及されている点から、縁起性論証の前後に配されている不生性に関する三種類の論証が、当該の縁起性論証の構築上、何らかの役割を果たしていると考えられる。結論から言えば、筆者はこれらの三種類の論証において縁起性論証因に関する不確定論証因の過失回避の論拠となる反所証拒斥認識根拠が提示されている可能性があると考える²³。もしそうであれば、四不生性論証等の三種類の論証が、前節に挙げた[1]の検討内容と符合し得ることになろう。本来であれば、それら全ての論証を検討することが望まれるが、現時点では困難を伴うため、本稿では、三種類の論証のうち、その第一に論じられる四不生性論証を取り上げ、また、その中の自不生性論証（自身を原因とする因果関係の否定）のみを検討対象とし、上述の可能性の一端を検証することとしたい。

さて、Māl における自不生性論証では、サーンキヤ学派 (grangs can) 等の主張が論敵説として取り上げられる。その論敵の主張とは、「原因とは結果を本性とするもの」であり、また、「結果である諸事物はそれ自身から生起するもの」であるという二点で、すなわち、根本原質 (pradhāna) から諸原理が転変すると説く因中有果論である²⁴。これら二点はいずれも、諸事物

²³ 森山[1989]は、ハリバドラの AAĀ における議論を取り上げ、四極端不生性論証が縁起性論証の反所証拒斥認識根拠である点を指摘する。Cf. AAĀ 976,18–24. また、計良[1991]は、縁起性論証に先立って提示される有無不生性論証（本稿 fn.3 を参照）がそれに該当する点を指摘している。計良[1991]の指摘を簡潔に示せば、以下の通りである。縁起性論証における遍充関係は、縁起なるものは無自性なるものである、である。これに対して有無不生性論証は、有自性なるものは縁起なるものではない、を論証するものであり、これは縁起性論証における遍充関係の否定的随伴関係 (vyatireka) を論証するものと言える。よって、この有無不生性論証が縁起性論証における論証因に関して不確定論証因の過失を回避する反所証拒斥認識根拠になる。本稿での考察は、この森山[1989]及び計良[1991]の指摘を尊重しつつ、さらに考察を進めようとするものである。

²⁴ See Māl D 190a4–5; P 208a7–208b1: 'di ltar re zhig grangs can la sogs pa gang dag rgyu nyid 'bras bu'i bdag nyid du rnam par gnas so^{*1} zhes rjod^{*2} par byed cing / dngos po rnams rang kho na las skye bar nye bar brjod pa de dag ni thang cig rigs^{*3} pa ma yin pa kho na ste / dngos po yod pa dang med pa ni bdag nyid kyi rgyu nyid du mi 'thad pa'i phyir te / (*¹so // P. *²brjod P. *³rig D) (すなわち、【論敵】まずサーンキヤ学派等は、「原因そのものは結果を本性として確立される」と述べ、「[結果であ

がそれ自身を原因として生起することを述べるものであるが、前者は原因の側から、一方、後者は結果の側から述べたものと言える。

カマラシーラは上記論敵説に対する反論の冒頭で、結果を生起させる事物は①既に成立しているもの (grub pa) か、②未だ成立していないもの (ma grub pa) かのいずれかであるとし²⁵、議論を展開する²⁶。それらのうち、まず②未だ成立していないものを原因とする場合について

る] 諸事物はまさに自身から生起する」と述べるが、【定説者】彼らが〔述べる主張は〕全く不合理である。なぜならば、存在する事物と存在しない〔事物〕とが自身を原因とすることは不合理であるからである)。Cf. TSP 28,21–23 (TSP ad TS 16): tatra yat tāvad uktam (*¹pradhānāder amī kāryabhedās tadrūpā eva^{*¹}) pravartanta iti tatredam nirūpyate. yady amī kāryabhedāḥ pradhānasvabhāvā eva, tat katham esām tataḥ kāryatayā pravrttir bhavati. na hi yad yasmād avyatirktaṁ tat tasya kāraṇam kāryam vā yuktam, bhinnalakṣaṇatvāt kāryakāraṇayoh (*¹...*¹) gtsō bo kho na las . . . de'i ngo bor Tib.) ([サーンキヤ学説に対する批判を始めるが] そこでまず [以下の言明が吟味されよう。すなわち], 根本原質からまさにそ[の根本原質]を本性とするこれら結果の諸区別が起こるのである, というこ [のサーンキヤ学派の言明] がそこで吟味される。もしこれら結果の諸区別が根本原質を自性とするに他ならないならば, その場合どうして, これらがそれ (根本原質) から結果として起こることがあろうか. 実に, 或るもの (X) が或るもの (Y) と区別されないならば, それ (X) はそれ (Y) の原因, あるいは, 結果であることは不合理である. なぜならば, 結果と原因の両者は [相互に] 区別された特徴を有するからである)。

²⁵ See Māl D 190a5; P 208b1: 'di ltar dngos pos bdag nyid skyed na grub pa'am / ma grub pa zhig skyed par 'gyur grang na / (すなわち, 事物が自身を生起する場合, 既に成立している〔自身〕を〔生起するの〕か, あるいは, 未だ成立していない〔自身〕を生起するかであろうが).

²⁶ Māl における自不生性論証の暫定的なシノプシスを提示するならば, 以下のようになる。1. 未だ成立していない (ma grub) 事物が原因となり自身を生起させることはあり得ない (本稿[3])。2. 既に成立している (grub) 事物が原因となり自身を生起させることはあり得ない (本稿[4])。2.1. 既に成立している事物において補助されるものという在り方 (phan gdags par bya ba'i ngo bo, *upakāryatva) はあり得ない (See Māl D 190a7–190b1). 2.2. 既に本性が成立している事物が何らかの利益 (phan pa, *upakāra?) を生起させることはあり得ない。2.2.1. 既に本性が成立している事物がそれ自身とは異なる何らかの利益を生起させることはあり得ない (See Māl D 190b6f.). 2.2.2. 既に本性が成立している事物がそれ自身と区別されない何らかの利益を生起させることはあり得ない (See Māl D 190b7–191a1). 2.3. 原因と結果が同義語であるという主張は世間で周知されていること (*prasiddha) に反する (See Māl D 191a1f.). 2.3.1. 原因それ自身とは異なる, 開顕した状態 (mngon par gsal ba'i gnas skabs, *abhivyaktāvasthā) あるいは転変した状態 (yongs su 'gyur pa'i gnas skabs) が結果として生起することもあり得ない (See Māl D 191a2f.). 2.3.2. 原因と異なる, 開顕した状態あるいは転変した状態が結果とし生起することもあり得ない (See Māl D 191a3–5). 2.3.3. 或る事物が以前の自性を捨てずに開顕した状態を結果とすることはあり得ない (See Māl D 191a5–7). 2.3.4. 或る事物が以前の自性を捨てた場合, そもそも開顕すること自体があり得ないので, 開顕した状態が結果となることはあり得ない (See Māl D 191a7–191b1). 2.3.5. 開顕した状態あるいは転変した状態とは, 原因とは別のものとなることに基づいて構想されたものであるが, それは既に成立している事物においてはあり得ない (See Māl D 191b1–6). 2.3.6. 結果としての自性は原因及び結果のいずれの時点でも知覚されない (See Māl D 191b6–192a2). 2.3.7. 事物の本性が单一にして常住であるならば, 変化することが知覚されることはあり得ない (See Māl D 192a2f.). 2.4. 或る事物が, 特定の時間や空間等の限定を有しているならば, それ自身とは異なる何らかの原因に依存するはずである。以上のように, カマラシーラは自不生性論証を展開する際, まず未だ成立していない事物がそれ自身を生起させるという因果関係を否定する (1.). その後, 既に成立した事物がそれ自身を生

の検討が行われる。

[3] Māl D 190a5f.; P 208b1f.: de la re zhig ma grub pa ni mi skyed de / de ni de'i tshe med pa'i phyir ci zhig gang gi^{*1} skyed pa por 'gyur / mo gsham gyi bu la sog pa bdag nyid kyi ngo bo yongs su ma grub pa ni rang gi ngo bo nyid skyed par nus pa ma yin no //

<note> *1gi om. P.

それらのうち、まず未だ成立していない (ma grub pa) 「事物が自身を」生起させることはない。それ（未だ成立していない事物）は、その時点では存在していないのであるから、如何なるものが如何なるものを生起させるものであろうか〔、如何なるものをも生起させないのである〕。例えば、自身の本性を未だ完成していない不妊女性の息子等がそれ自身を生起させることはありえないようである。²⁷

ここで議論されるているのは、未だ成立していない事物がそれ自身を生起させる、という因果関係である。カマラシーラによる批判は以下の通りである。原因となる或る事物が或る時点 (t1) で未だ成立していない場合、その事物はその時点 (t1) では存在していないことになる。したがって、例えば全くその存在が認められない不妊女性の息子が何かの生起の原因になることは疎か、それ自身の原因となることは決してあり得ないが、それと同様に、存在の認められない事物がそれ自身を生起させる原因となることは全くあり得ないのである。

[図式9] 原因となる事物×(t1において未だ成立していない→t1において存在していない→如何なるものの原因にもなり得ない)

続いて、①既に成立している事物を原因とする場合について、以下のように論じられる。

[4] Māl D 190a6f.; P 208b2-4: grub pa yang skyed par byed pa ma yin te / bye brag med pa nyid kyis de'i bdag nyid kyang grub pa'i phyir ci zhig gang gis bskyed par 'gyur / gang zhig grub pa^{*1} na gang ma grub pa de ni de'i ngo bo nyid du rigs pa ma yin te / ha cang thal bar 'gyur ba'i phyir ro //

起させるという因果関係を否定する(2.)。2.1以降は、原因となる事物が既に成立したものであることを一貫して前提とした上で展開される議論であるので、自不生性論証で実質的に意味を持つ議論は2.以降となる。したがって、2.の議論が全体の基調となっていると言える。一方で個別の議論を見ていくと、カマラシーラはそれぞれの議論に応じて、論敵の過失を指摘する。しかしながら、それらの指摘は、他因生起説に陥る点を指摘するものと、原因と結果の矛盾・混同を指摘し、それゆえ因果関係が成立しない点を指摘するものとに整理することができると考えられる。そして、後者の指摘は、冒頭の2.で示される指摘に収斂されると言える。したがって、本節では2.の議論のみを検討対象とする。

²⁷ 森山[1997]22に和訳研究がある。

<note> *¹pa om. P.

また、既に成立している (grub pa) [事物] が [それ自身を] 生起させることもない。まさに[既に成立している事物は、結果となるそれ自身と]区別がないのであるから (bye brag med pa, *viśeṣabhāva)，それ（結果）の本性も既に成立しているので、如何なるものが如何なるものによって生起するであろうか [，如何なるものも生起しないはずであろう]. [なぜ既に成立している事物に結果としての本性も既に成立しているのかと言えば、以下の通りである。すなわち，] 或るもの (X) が既に成立している場合に未だ成立していない或るもの (Y) がある場合、それ (Y) がそれ (X) の本性であることは不合理である。なぜならば、[未だ成立していないもの (Y) を既に成立しているもの (X) の本性とすることは] 過大適用となるからである。[したがって、原因となるものが既に成立しているならば、その結果としての本性も既に成立していることになるはずである.] ²⁸

ここでは、既に成立している事物がそれ自身を生起させる、という因果関係が議論される。これに対するカマラシーラの批判は、先に確認した、「原因是結果を本性とする」という論敵の主張に対するものと考えられる。仮に論敵のその主張に従うならば、原因と結果は、一方が他方の本性であることによって、区別が無い (*viśeṣabhāva) ことになる²⁹。そして、両者に区別が無いならば、或る事物が或る時点 (t1) で原因として既に成立しているとき、その同じ時点 (t1) で結果としての本性も既に成立していることになる。なぜそのように言い得るかと言え

²⁸ 森山[1997] 22 に和訳研究がある。TSP に見られる、以下のサンキヤ学派批判の議論も参考になろう。Cf. TSP 42,24–43,7 (TSP ad TS 33): yadi ca tasya prāg api bhāvah syāt tadā tasya madhyāvasthābhāvy eveti yad etan niyatam svarūpam tasya hānih syāt, ākāśavat sarvadāvasthitasya pūrvāparamadhyāvasthābhāvāt. tataś ca sarvadā sarvam utpadyata ity evam vyapadiṣyeta viśeṣabhāvāt (もし「中間状態より」以前においても、それ（事物の本性）が存在するならば、その場合、それ（事物の本性）はまさに中間状態にあるものに他ならない。ゆえに、およそその既に「以前に」決定しているそれ自身の本性がある場合、それ（中間状態での本性）の破棄があることになってしまうであろう。なぜならば、例えば虚空のように、常に留まっているものには、以前と以後と中間の〔各〕状態は存在しないからである。また、それゆえに常にすべてのものが生起する、このように指摘されるであろう。なぜならば、[常に状態の]区別が無いからである)。

²⁹ この自不生性論証は BhKr-I にも確認される。しかし、BhKr-I では、自不生性論証の議論を展開させてはいない。彼は、それ自身を原因として生起するという因果関係に指摘される過失が、原因を有さず生起するという因果関係（無因生起説）と同じ過失を有することを指摘し、また、原因がそれ自身に作用することの矛盾を指摘するに留め、議論を閉じている。See BhKr-I 201,25–202,1. 本稿では無因生起説の検討を省略したが、その議論の要点を、同様の議論を示す Mäl, BhKr-I の記述に沿って示せば以下の通りである。あらゆる存在するものは何らかのものに依存することが決定している。なぜならば、或る特定の場所や時点に限定されて生起するからである (*kvacitkādācitkatva). しかし、もし或るもののが何にも依存しないならば、それには区別が無いことになってしまい (*viśeṣabhāva), ゆえに或る特定の場所や時間に限定されて生起することが無いことになってしまう。See Mäl D 199a4–7; P 219a6–8, BhKr-I 200,14–19. ここでも原因と結果の無区別性が基本的な論拠として示されている。

ば、原因が結果を本性とする、という場合に、既に成立している原因が未だ成立していない結果を本性とすることは、両者が矛盾することによってあり得ないからである。そして、以上のことから、原因を t_1 において既に成立している事物であると認めるならば、その同じ時点 (t_1) において結果としての本性も既に成立しているので、次の時点 (t_2) において改めてそれ自身を結果として生起させる必要は無いことになるのである。よって、既に成立している原因がそれ自身を生起させるという因果関係は不合理となるのである。

[図式 10] 原因となる事物 \times ([結果を本性とする \cap] t_1 において既に成立している \rightarrow 結果と区別が無い \cap t_1 において結果の本性も既に成立している \rightarrow t_2 においてそれ自身を生起させる必要が無い)

以上の *Māl* での議論は、サンキヤ学派の因中有果論を批判対象とした議論である。よって、上記[図式 10]の中での「原因となる事物」は、具体的には根本原質 (pradhāna) を指すと考えられる³⁰。そしてそれは、仏教徒の立場からは、サンキヤ学派により真実なるものと誤って主張されたものに他ならず、さらに中觀派の立場からは、有自性なるものと見做される。したがって、*Māl* で示される自不生性論証とは、有自性なる根本原質における生起の否定が為されたと言うことができる。

ではこれまでに検討してきた内容を踏まえ、以下、本稿の結論とする。

4. 結論——縁起性論証の遍充関係確定の根拠としての反所証拒斥認識根拠——

本稿では、*Māl* で示される五種類の無自性性論証のうち、その第四にあたる縁起性論証を取り上げ、その論証における遍充関係の確定に関する問題を検討した。まず第2節では、縁起性論証の遍充関係（縁起性 \rightarrow 無自性性）の確定のための議論の構造を分析した（[図式 7]）。カマラシーラは有自性性と縁起性の両立を主張する論敵の見解を前提として、有自性性と縁起性の両立を否定した。そして、そのことをもって、縁起性が無自性性のみを導出することの論理的根拠として、縁起性が不確定論証因の過失を免れていることを論証している。カマラシーラは、その遍充関係の確定が反所証拒斥認識根拠 (*sādhyaviparyaye bādhakapramāṇa) によって為される、と述べるが、この点に関しては、有自性なるものにおける非所作性がそれに当たる点も確認した。

続いて第3節では、その反所証拒斥認識根拠について、カマラシーラが[1]において「上述の

³⁰ 本稿 fn.23 を参照。

ごとき」(*yathokta) と述べている点について検討した。つまり、彼は Māl の中で縁起性論証を論じるに先立って、どこかで縁起性論証の遍充関係確定の論拠となる反所証拒斥認識根拠を提示していると考えられる。その具体的な検証として、四不生性論証の中の自不生性論証を検討対象とした。Māl において自不生性は、サンキヤ学派が主張する根本原質から諸原理が生起する（転変する）という因中有果論を否定対象としている。その論証の骨子は次の通りである。まず根本原質が結果を本性とすること（論敵自身の主張）、さらに、それが t1 において既に成立していることを指摘する。そして、前者（論敵自身の主張）から原因と結果の無区別性を指摘し、また、後者（t1 における既成立性）から根本原質が成立したまさにその時点で結果の本性も既に成立する点を指摘する。そして、この結果の本性の t1 における既成立性を根拠にして、根本原質における生起性を否定している。ここで主題に出された根本原質は、中觀派の立場からは有自性なものと見做される。すなわち、有自性なものである根本原質における生起が否定されることになる。さて、後期中觀派が認める生起の在り方とは、実世俗の規定の一つである縁起 (*pratītyasamutpāda) のみである。したがって、自不生性論証において否定される生起は縁起と置き換えることとなる（有自性性 → 非縁起性）。よって、この自不生性論証は縁起性論証の遍充関係（縁起性 → 無自性性）の対偶を論証するものであると指摘できる。そして、自不生性論証において不生性（=非縁起性）を導く、結果既成立性が反所証拒斥認識根拠であると指摘できよう。

ところで、本稿で扱った自不生性論証はサンキヤ学派が主張する根本原質が論証主題となっていた。しかし、今回検討に至らなかった、他の不生性論証（他不生性論証、自他不生性論証、無因不生性論証、有無不生性論証、四極端不生性論証）では、それぞれ異なる論証主題が扱われる。いずれも中觀派の立場からは有自性性を指摘されるものであり、また、それぞれに不生性が論証されるため、それらも縁起性論証の遍充関係確定に対して反所証拒斥認識根拠を提示する論証として機能し得ることが予測される。しかし同時に、各不生性論証の論証主題には性質上の差異が認められる。よって、不生性を導出する根拠にも差異があることが考えられる。すると、上述の反所証拒斥認識根拠になり得る概念は、論証主題に何を立てるかによって異なることも考えられるが、それについては個々の論証を十分に検討した上で考察を行いたい。

略号及び参考文献

【一次文献】

- AAA Abhisamayālamkārāloka (Haribhadra). *Abhisamayālamkārālokā Prajñāpāramitāvyākhya* (*Commentary on Aṣṭasāhasrikā-prajñāpāramitā*) by Haribhadra. Together with the Text Commeted on. Ed. Unrai Wogihara. Tokyo: The Toyobunko, 1932–1935.
= D No. 3791; P No. 5189.
- BhKr-I Bhāvanākrama-I (Kamalaśīla). *Minor Buddhist Texts, Part II, First Bhāvanākrama of Kamalaśīla, Sanskrit and Tibetan Texts with Introduction and English Summary*. Ed. Giuseppe Tucci. Serie Orientale Roma IX, 2. Roma: Istituto Italiano per il Medio ed Estremo Oriente, 1958.
= D No. 3915; P No. 5310.
- BPP Bodhipathapradīpa (Dīpaṃkaraśrījñāna). D No. 3947; P No. 5443.
- BPPP Bodhipathapradīpapañjikā (Dīpaṃkaraśrījñāna). D No. 3948; P No. 5344.
- D デルゲ版チベット大蔵経：『*sDe dge Tibetan Tripitaka bsTan 'gyur*—preserved at the Faculty of Letters, University of Tokyo—』：デルゲ版チベット大蔵經論疏部 東京大学文学部所蔵]. 東京大学文学部印度哲学印度文学研究室編. 東京：世界聖典刊行協会.
- DhPr Dharmottarapradīpa (Durvekamiśra). *Paṇḍita Durveka Miśra's Dharmottarapradīpa [Being a sub-commentary on Dharmottara's Nyāyabinduṭīkā, a commentary on Dharmakīrti's Nyāyabindu]*. Ed. Paṇḍita Dalsukhbhai Malvania. Patna: Kashi Prasad Jayawali Research Institute, 1955.
- MA Madhyamakālamkāra (Śāntarakṣita). *Madhyamakālamkāra*. Ed. Masamichi Ichigo. Kyoto: Buneido, 1985.
- MAV Madhyamakālamkāravṛtti (Śāntarakṣita). See MA.
- MAP Madhyamakālamkārapañjikā (Kamalaśīla). See MA.
- Māl Madhyamakāloka (Kamalaśīla). D No. 3887; P No. 5287.
- MMK Mūlamadhyamakārīkā (Nāgārjuna).
- NB Nyāyabindu (Dharmakīrti). See DhPr.
- P 北京版チベット大蔵経：『影印北京版西藏大蔵経——大谷大学図書館蔵——』. 大谷大学監修. 西藏大蔵經研究会編輯. 東京：鈴木学術財団.
- SDhNS Sarvadharmaniḥsvabhāvasiddhi (Kamalaśīla). D No. 3889; P No. 5289.
- TS Tattvasaṃgraha (Śāntarakṣita). See TSP.
= D No. 4266; P No. 5764.
- TSP Tattvasaṃgrahapañjikā (Kamalaśīla). *Tattvasaṃgraha of Ācārya Śāntarakṣita with the*

Commentary 'Pañjikā' of Shri Kamalaśīla. Ed. Swami Dwarikadas Shastri. Bauddha Bharati Series 1. Varanasi: Bauddha Bharati, 1968.
= D No. 4267; P No. 5765.

TS(P) Tattvasaṃgraha and Tattvasaṃgrahapañjikā.

【二次文献】

Ejima, Yasunori (江島 惠教)

- [1970] 「Atīśa の無自性性論証」. 『印度学仏教学研究』第 19 卷第 1 号.
- [1971] 「Kamalaśīla の無自性性論証」. 『東方学』第 41 輯.
- [1974] 「『離一多性』による無自性性論証」. 『宗教研究』第 48 卷第 1 号.
- [1980] 『中觀思想の展開 : Bhāvaviveka 研究』. 東京 : 春秋社.

Ichigo, Masamichi (一郷 正道)

- [1991] 「カマラシーラ著『中觀の光』和訳研究 (1)」. 『京都産業大学論集』第 20 卷第 2 号
人文科学系列第 18 号.
- [2000a] 「カマラシーラによる所依不成回避の方法——カマラシーラ著『中觀の光』和訳研究
(7) ——」. 『戸崎宏正博士古稀記念論文集 インドの文化と論理』(福岡 : 九州大学
出版会) 所収.
- [2000b] 「カマラシーラの無自性論証と証因 (hetu)」. 『大谷学報』第 78 卷第 3 号.
- [2011] 『瑜伽行中觀派の修道論の解明——『修習次第』の研究——』. 2008 年度～2010 年度
科学研究費補助金基盤研究 (C) 成果報告書.

Keira, Ryusei (計良 龍成)

- [1991] 「Madhyamakāloka における不確定因の誤謬回避について」. 『印度学仏教学研究』第
40 卷第 1 号.
- [2004] *Mādhyamika and Epistemology. A study of Kamalaśīla's Method for Proving the Voidness of
All Dharmas. Introduction, Annotated Translations and Tibetan Texts of Selected Sections of
the Second Chapter of the Madhyamakāloka.* Wiener Studien zur Tibetologie und
Buddhismuskunde, Heft 59. Wien: Arbeitskreis für Tibetische und Buddhistische Studien
Universität Wien.
- [2006] 「Madhyamakāloka における無自性性の二段階論証について」. 『印度学仏教学研究』
第 55 卷第 1 号.

Kobayashi, Mamoru (小林 守)

- [1985] 「『中觀明』における離一多性論証について」. 『論集』第 12 号.

Kumagai, Seiji (熊谷 誠慈)

- [2007] 「空性・無自性性論証の分類——11 世紀から 15 世紀前半までのチベット文献を中心

に——」. 『日本西藏学会会報』第53号.

Mimaki, Katsumi (御牧 克己)

- [1996a] 「了義末了義善説心髓（中觀章前半、自立論証派の節）(*訳注)」. 『大乗仏典 中国・日本篇 15 ツォンカパ』. (東京：中央公論社) 所収.

Moriyama, Seitetsu (森山 清徹)

- [1989] 「後期中觀派とダルマキールティ（1）——縁起を巡る論争：pratītyasamutpādahe-tu——」. 『人文学論集』第23号.
- [1996] 「カマラシーラの他不生の論証とダルマキールティの刹那滅論——ヤショミトラとウディヨータカラとの論争の経緯——」. 『印度学仏教学研究』第45巻第1号.
- [1997] 「後期中觀派のサーンキヤ学説批判とダルマキールティ——自不生の論証、因中有果論、顯現説批判——」. 『文学部論集』第81号.
- [1998a] 「カマラシーラの常住論批判とダルマキールティの刹那滅論——サーンキヤの顯現説、説一切有部の三無為説、特子部のプドガラ説の吟味——」. 『文学部論集』第82号.
- [1998b] 「カマラシーラの他不生の論証とダルマキールティの刹那滅論」. 『佛教論叢』第42号.
- [1998c] 「カマラシーラの四不生の論証とダルマキールティの刹那論」. 『佛教福祉研究』(京都：思文閣出版) 所収.

Sasaki, Ryo (佐々木 亮)

- [2012a] 「*Vādanyāya* における反所証拒斥認識手段——ダルマキールティによる存在性に基づく刹那滅論証——」. 『東洋の思想と宗教』第29号.
- [2012b] 「ダルマキールティの *nigrahasthāna* 解釈(1)」. 『久遠—研究論文集—』第3輯.

(さとう あきら 早稲田大学大学院)